



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 大場 典彦
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 1 8)
問 合 せ 先 役職・氏名 取締役 今井 将和
電話番号 0 3 - 5 1 5 5 - 6 8 0 1

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社は、東京証券取引所上場規則における「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方および運営方針を明確化するため、平成27年12月に「ヴィア・グループ コーポレート・ガバナンスポリシー」を制定いたしました。その中で、当社は、「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」とする「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、社内取締役および執行役員の報酬につき、業績連動報酬の割合を増大して、中長期的な会社の業績向上に向けて強いインセンティブが働く内容にすることといたしました。

そこで今般、当社取締役会は、当社取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員（社外取締役を除きます。以下、合わせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との関連性をより明確にし、対象役員が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

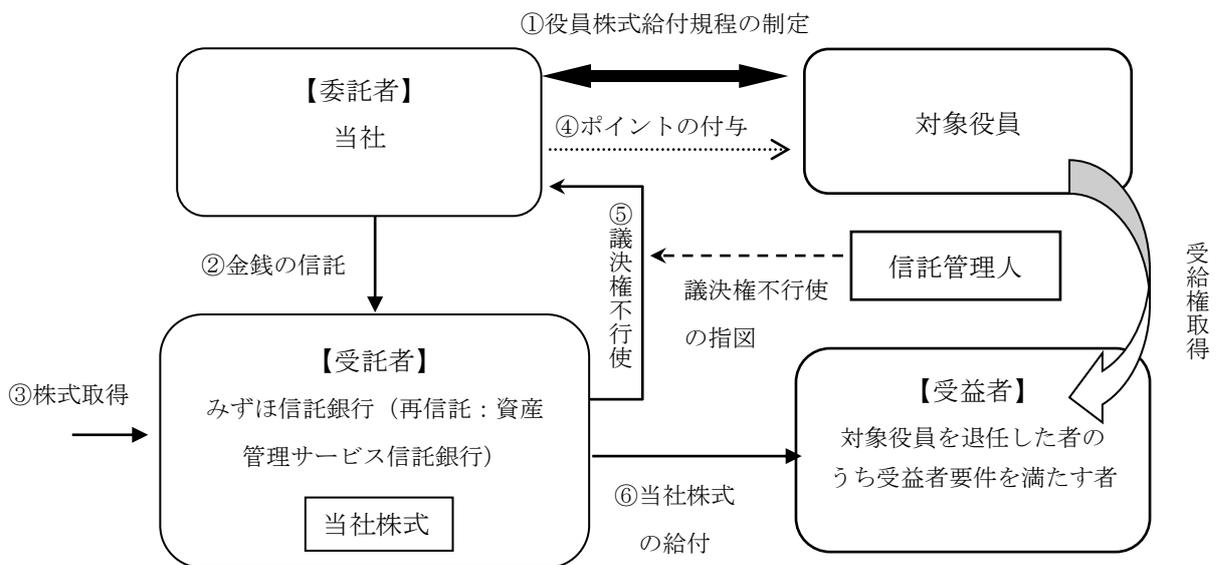
なお、このような制度としては、ストックオプションを活用する制度も考えられますが、対象役員が当社株式を長期に保有し続けることを期待して、本制度を採用することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社および子会社が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて、原則として当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、役員退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じる方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法、または当社が発行する新株を引受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員（ただし、社外取締役を除きます。なお、監査役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 29 年 5 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入し、対象期間に関して本制度に基づく対象役員への当社株式の給付を行うための株式の取得資金として、当社取締役分として 300 百万円、その他対象役員分として 200 百万円、合計 500 百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議することといたします。また、対象期間満了前であっても、企業規模の拡大等により上記上限を超過する場合には、改めて株主総会に付議することといたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じる方法、当社の自己株式処分を時価で引き受ける方法、または当社が発行する新株を時価で引き受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成 28 年 5 月 12 日の終値での取得を前提とした場合、対象期間に関して当社が対象役員への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額 500 百万円を原資に取得する株式数は、574,700 株となります。

なお、本信託の設定は、平成 29 年 5 月を予定しており、対象期間に係る本信託による当社株式の取得は、本信託設定後、遅滞なく行われる予定です。詳細につきましては、改めて適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式数の算定方法とその上限

当社および子会社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを対象役員に付与します。付与ポイントについては、社外取締役を主な構成員とする VIA 役員評価報酬委員会で審議した上で、その審議を踏まえて取締役会で決定いたします。

対象役員に付与する1事業年度当たりのポイント数は、上記(4)の信託金額の範囲内で、普通株式にかかる配当金の総額の50%を上限に定まる数とします。これは、現在の役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、取締役および執行役員の員数の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います)。

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時まで当該対象役員に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます)。

(7) 対象役員に対する当社株式の給付時期

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 29 年 5 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 5 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 29 年 5 月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上